

[事案 28-239] がん手術給付金支払請求

・平成 29 年 6 月 28 日 裁定終了

※本事案は、[事案 28-237]・[事案 28-238]・[事案 28-240]・[事案 28-241]と同一の被保険者における同一の手術に関する給付金支払請求である。

<事案の概要>

約款に定める手術に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由として、がん手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 7 月に多発性骨髄腫に対し放射線治療を受けたので、平成 22 年 5 月に契約したがん保険にもとづき、がん手術給付金の支払いを請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由から、給付金を支払ってほしい。

(1)診断書には、30 グレイの照射ではあるが 50 グレイ相当の効果があると考えられる旨の記載がある。

(2)他社のがん保険では、同じ約款文言であるが、給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

約款に定めるがん手術給付金の支払事由（50 グレイ以上）に該当しないので、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金支払請求前後の状況を確認するため、契約者である申立人の子から事情聴取を行った。なお、申立人は体調が悪く、事情聴取を行うことはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社のがん手術給付金を支払うべき事情は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。